

# 電気通信事業部会報告

平成18年8月1日

## 1. 審議体制

電気通信事業部会は、諮問事項について、効率的に調査審議を進めていくために、3つの委員会を設置。

○接続委員会（平成13年1月22日設置）

接続等について調査を行う。

○ユニバーサルサービス委員会（平成14年2月15日設置）

ユニバーサルサービスの制度に係る政令の立案及び総務省令の制定に関する調査を行う。

○基本料等委員会（平成16年4月20日設置）

基本料及び施設設置負担金等の在り方に関し、専門的な事項について調査を行う。

## 2. 会議の開催状況

前回総会（平成17年7月29日）以降、会議の開催状況は以下のとおり。

○電気通信事業部会

11回開催（第56回～第66回）

○接続委員会

7回開催（第75回～第81回）

○ユニバーサルサービス委員会

4回開催（第14回～第17回）

### 3. 部会の審議内容

【答申案件】（平成17年7月29日以降）計17件

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（計6件）

答申年月日	審議事項
平成17年10月25日 (第58回)	<p>加入者交換機機能メニュー利用機能の接続料の見直し 【平成17年8月29日 諮問第1138号】</p> <p>[概要] 平成12年度から平成16年度までの5年間の将来需要及び将来原価により算定（将来原価方式）していた現行接続料の算定期間の終了にともない、新たな接続料を設定するもの。</p>
平成17年11月22日 (第59回)	<p>番号ポータビリティに係る機能追加 【平成17年9月20日 諮問第1139号】</p> <p>[概要] 以下の2点を答申における主な提言とした。 ① 番号ポータビリティに関して、平成19年2月より「二重番号解消機能」及び「網間リダイレクション機能」の導入に向けて、改正電気通信事業法施行規則及び改正接続料規則に基づき、接続約款の規定の整備を行うこと。 ② 番号ポータビリティ利用者について、NTT東西の加入電話と同様の範囲で同番移転することができるようにするための手続制度を新設し、平成17年12月1日以降に適用するべく、接続約款の規定の整備を行うこと。</p>
平成17年12月20日 (第60回)	<p>携帯電話の番号ポータビリティに係る機能追加及び番号ポータビリティに係る裏番号一括変換機能の追加 【平成17年10月25日 諮問第1142号】</p> <p>[概要] 平成18年度中に開始される携帯番号ポータビリティにおいて最適なルーティングを実現するための機能の追加と、平成19年2月から一般番号ポータビリティにおいて二重番号解消方式を導入するに当たって既存のルーティング番号を新方式によるルーティング番号に一括変換する機能の追加について、新たな接続料の設定をするもの。</p>
平成18年1月25日 (第61回)	<p>平成16年度接続料に係る実績通信量等による精算 【平成17年11月22日 諮問第1144号】</p> <p>[概要] 平成16年度接続料について、当該年度の実績通信量が認可接続料の算定に用いた通信量に比して15パーセントの割合を超えて変動し、「接続料規則の一部を改正する省令」（平成15年総務省令第80号）附則第10項の規定に基づく精算を行う必要があることから、本精算に係る料金を接続約款に規定するもの。</p>

答申年月日	審 議 事 項
<p>平成 18 年 2 月 28 日 (第 62 回)</p>	<p><b>実際費用方式に基づく平成 17 年度の接続料等の改定</b> <b>【平成 17 年 12 月 20 日 諮問第 1 1 4 7 号】</b></p> <p>[概要]</p> <p>接続委員会で調査検討し、その検討結果の報告を受けて審議した結果、次の 2 点が確保された場合には認可することが適当と認められるとの答申を行った。</p> <p>① 帯域透過端末回線伝送機能（ドライカップ）の接続料について、接続料規則に基づき、補正を行わない原価を用いて算定すること。</p> <p>② ドライカップの稼働回線数についても、他の回線と同様、前年度末における回線数と当年度末における回線数の合計を 2 で除すことにより算定し、接続料を算定すること。</p> <p>また、総務省に対して次の 2 点の措置が講じられることを要望した。</p> <p>① 公衆電話機能の接続料については、今後とも加入者交換機能の接続料原価より控除された N T S コストの扱いが関係することになることから、この点について、総務省において整理し、必要に応じて所要の規定の整備を行うこと。</p> <p>② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社においては、新サービスに係る手数料等やシステム化の影響を受ける手数料等の作業時間について適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させること。</p>
<p>平成 18 年 3 月 31 日 (第 63 回)</p>	<p><b>長期増分費用方式に基づく平成 18 年度の接続料等の改定</b> <b>【平成 18 年 2 月 28 日 諮問第 1 1 5 1 号】</b></p> <p>[概要]</p> <p>平成 18 年 2 月 9 日に公布・一部施行された接続料規則の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 18 号）を受けて、N T T 東日本及び N T T 西日本の接続約款について、改定 L R I C モデルを用いて算定された平成 18 年度の接続料を規定するなどの変更を行うもの。</p>

(2) 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（計1件）

答申年月日	審 議 事 項
平成 18 年 3 月 31 日 (第 63 回)	番号ポータビリティ申込受付システムの機能提供 【平成 18 年 1 月 25 日 諮問第 1 1 5 0 号】
	[概要] 現在、FAXにより行われている一般番号ポータビリティに係る申込受付について、新たにオンラインでの申込みが可能となる申込受付システムを開発し、その手数料について電気通信事業法第 3 3 条第 2 項の規定に基づき接続約款の変更を行うもの。

(3) 省令等の一部改正（計5件）

答申年月日	審 議 事 項
平成 17 年 8 月 29 日 (第 56 回)	電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部改正 【平成 17 年 6 月 21 日 諮問第 1 1 3 7 号】
	[概要] 番号ポータビリティを実現する方式について、平成 1 9 年 2 月を目途に新たな方式の導入が予定されていることから、その接続機能等を省令上に規定し、円滑な導入を図ることを目的としたもの。
平成 17 年 12 月 20 日 (第 60 回)	事業用電気通信設備規則の一部改正 【平成 17 年 10 月 25 日 諮問第 1 1 4 1 号】
	[概要] 通報者の場所を管轄する緊急通報受理機関への接続や発信者の電話番号・位置情報の通知または通話中の回線保留等の機能が、緊急通報受理機関の迅速かつ確実な対応のために極めて重要な機能であることから当該機能についての規定を「事業用電気通信設備規則」に新たに設けるもの。
平成 18 年 1 月 25 日 (第 61 回)	接続料規則の一部改正 【平成 17 年 11 月 22 日 諮問第 1 1 4 5 号】
	[概要] 接続料算定に用いる長期増分費用(LRIC)モデルの入力値を平成 18 年度接続料算定用の数値に更新するために、接続料規則の一部を改正するもの。
	電気通信番号規則の一部改正 【平成 17 年 11 月 22 日 諮問第 1 1 4 6 号】
	[概要] 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別する電気通信番号(080又は090)を用いて提供する事業者に対して、利用者の利便性の向上及び電気通信事業者間の競争を促進するために、携帯電話の番号ポータビリティを実現するための措置を講ずることを確保する旨の規定を設けるもの。

答申年月日	審議事項
平成18年2月28日 (第62回)	電気通信事業法施行規則等の一部改正 【平成17年12月20日 諮問第1148号】
	[概要] 昨年10月25日に開催された電気通信事業部会において、答申した「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」を受けて、総務省において関係省令を改正するというもの。

(4) その他 (計5件)

答申年月日	審議事項
平成17年10月25日 (第58回)	ユニバーサルサービス基金制度の在り方 【平成16年11月26日 諮問第1128号】
	[概要] 以下の3点を答申における主な提言とした。 ①ユニバーサルサービスの範囲については、固定電話サービスを引き続き基金による補填の対象とする。 ②ユニバーサルサービスの提供に係るコストの算定方法については、現行の収入費用方式からは、ベンチマーク方式(回線当たり費用が全国平均費用を一定割合以上上回る地域(全国の4.9%)を「高コスト地域」とし、同地域の費用を基金による補填対象とする方式)を採用する。 ③ユニバーサルサービス基金への拠出方法については、現行の基金制度では各事業者の拠出比率を関連売上高比で算定しているが、実際の計算が複雑であることから、利用者に割り当てている電気通信番号数比で計算をする。
平成17年11月22日 (第59回)	電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定【平成17年9月20日 諮問第1140号】
	[概要] 平成17年10月1日にKDDIとツーカーグループ3社が合併したことにより、存続会社であるKDDIの特定移動端末設備の前年度末及び前々年度末の平均シェアが25%を超えることとなったため、電気通信事業法第34条第1項の規定に基づき、当該会社が設置する移動体通信設備を第二種電気通信設備として指定するというもの。

答申年月日	審 議 事 項
<p>平成 18 年 3 月 31 日 (第 63 回)</p>	<p><b>適格電気通信事業者の指定</b> 【平成 18 年 1 月 25 日 諮問第 1 1 4 9 号】</p> <p>[概要] 電気通信事業法第 1 0 8 条第 1 項の規定に規定する適格電気通信事業者の指定について、NTT 東日本及び NTT 西日本から本指定の申請があったことから、両社を指定しようとするもの。</p> <p><b>基礎的電気通信役務支援機関の支援業務規程の認可</b> 【諮問第 1 1 5 2 号】</p> <p>[概要] 支援業務の実施に関する事項を定めた支援業務規程について、電気通信事業法第 1 0 6 条に規定する基礎的電気通信役務支援機関として指定されている社団法人電気通信事業者協会から認可の申請があったことから、これについて認可しようとするもの。</p>
<p>平成 18 年 6 月 6 日 (第 65 回)</p>	<p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定本年 10 月 1 日より適用される特定電気通信役務の基準料金指数の設定</b>【平成 18 年 4 月 21 日 諮問第 1 1 5 3 号】</p> <p>[概要] 審議の結果、諮問のとおり「基準料金指数」を設定することが適当との答申を行った。また、総務省に対して、国民生活や経済活動に必要不可欠な電気通信サービスの低廉性を今後も確保するため、関連する制度との整合性を確保しつつ、ネットワークの IP 化等に伴う電気通信市場の動的な環境変化に対応したプライスキップの在り方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じるよう要望した。</p>

【報告案件】（平成17年7月29日以降）計4件

報告年月日	報告事項
平成17年8月29日 （第56回）	<p>光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討を踏まえた今後の取組</p> <p>[概要]</p> <p>総務省主催の「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」において、NTT東西の引込線が添架されている地上高での添架可能ポイントの新たな開放、設備・工法についての事前協議や電柱添架に係る基本契約を予め締結することによる申請の簡素化等が検討された。同検討内容を踏まえ、準備が整い次第6ヶ月程度の試行的実施を行うこととしている。</p>
平成17年10月25日 （第58回）	<p>シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直しに係る要望事項（光配線区域の情報提供）</p> <p>[概要]</p> <p>平成16年12月21日のNTT東西のシェアドアクセス光信号分岐端末回線に係る接続約款変更認可の答申の際の要望事項として、NTT東西の光配線区域の詳細な情報提供について個人情報保護の観点から問題にならない開示方法を検討し総務省に対して報告することとされていたが、詳細な位置情報について開示することは問題ないとされたため、当該報告がNTT東西から総務省に対してなされたもの。</p>
平成18年1月25日 （第61回）	<p>公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの運用実績</p> <p>[概要]</p> <p>これまで総務省では、「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」について、平成13年4月の制定以来、毎年4月に改正を行ってきたところ、平成17年の電柱・管路等の貸与状況調査で電柱の新規貸与実績が大幅に増加していることなどを踏まえて、今年度はガイドラインの変更を行わないこととする旨の報告があったもの。</p>
平成18年7月21日 （第66回）	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る第一種公衆電話の収支改善計画</p> <p>[概要]</p> <p>本年3月31日答申（「適格電気通信事業者の指定」）において、NTT東西においては、第一種公衆電話機の設置台数の適正性の検証を含めた第一種公衆電話の収支改善計画を策定することを要望していたことから、報告があったもの。</p>

#### 4. 現在審議中の案件

諮問年月日	審 議 事 項
平成 18 年 7 月 21 日 (第 66 回)	<b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（専用線等に係る新たな保守メニューの追加）について【諮問第 1 1 5 4 号】</b>
	[概要] 専用線等の保守メニューについて、従来の平日の昼間帯及び全日の全時間帯の 2 メニューに加え、新たに全日の昼間帯のメニューを追加するもの。  ※現在、意見募集中
	<b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（専用線等に係る新たな保守メニューの追加）について【諮問第 1 1 5 5 号】</b>
	[概要] 番号案内接続サービス機能に係る機能追加に伴い、当該機能に係る新たな接続料を設定するもの。  ※現在、意見募集中